

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金)午後1時29分から午後2時51分

2. 開催場所 合志市役所 合志庁舎2階大会議室

3. 出席委員(14人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	6番	松野	克紀
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農地所有適格法人設立届出について

第5号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第6号議案 あっせん委員指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○会長（福嶋求仁子君） 令和2年7月豪雨と名づけられました今回の豪雨に対しまして、今朝は新聞によりますと59名の方がお亡くなりになっておりまして、心肺停止ほか不明の方が11名ということで、まずはお亡くなりになられました方にご冥福をお祈りいたしまして、そして被災された皆様方にはお見舞いを申し上げたいと思っております。

農業会議のほうから義援金等も後ほど連絡があるかもしれませんが、もしその連絡がありましたときには、皆様の互助会費用の中から少なからず出費をさせていただきますと考えておりますので、ご了承いただければと思っております。

また、きょうもこのあと雨が降り続きそうですので、どうぞ皆様、合志市は災害が少ないといいましてもやはりいつどこでどうなるかわかりませんので、特に田んぼの見回りとか、そういったところで畦がゆるくなっている所もあるかもしれませんので、どうぞ気をつけていただきたいと思いますと思っております。

また、きょうの会議の中では、総会が終わりましたあとに、コロナ対策といたしまして、高収益作物次期作支援交付金等の説明会、これに関しまして農政課のほうからお話を少しいただきたいと思いますと思っておりますし、皆様のほうには、部会等に入っている方には、もう既に連絡が入ってきているかと思っておりますので、より詳しく皆様方からも質問等をしていただければと思っておりますし、また、部会等に入っていない方に対して、皆様の地域の中で何か話がありましたときには、ぜひ口伝えで、交付金が出ますよというようなお話をしていただければと思っております。きょうまた申請書のほうもたくさんあがっておりますので、どうぞ皆様、最後まで総会のほう、審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております全員の議員がおそろいでございます。本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますようお願いいたします。特に何か質問や質疑がある場合には、挙手により発言するようお願いいたします。

それでは、3番の議事に入ります。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、5番の衛藤委員、6番の松野委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、2番の吉川委員、5番の衛藤委員、6番の松野委員、8番の平野委員、9番の峯委員、10番の嶋田委員、以上6名の委員の方へ適宜意見をお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転及び賃借権設定につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年7月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。大津植木線の南側の農地です。

次に2ページ、3ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。

次に4ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、畑として白菜とオリーブを作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。

よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、衛藤委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。

○5番（衛藤彰一君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

先日、宮崎推進委員と事務局で現地調査をいたしました。譲受人は、引き続き白菜と果樹を生産される予定ということです。特に問題はないと思います。

よろしく審議お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2において、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。城さん。番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、売買でございます。こちらの農地については、譲渡人の農地を譲受人が購入するため今回の申請にいたしました。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道熊本菊鹿線南側の農地です。

次に6、7ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。

次に8ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、耕作しやすいように2mほど土を入れられた後、引き続き大豆を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われます。
よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員さんに農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） ただいまの事務局からの説明に関連しまして、担当地区、吉川ですけれど、まず、議案書の説明の前に、別紙の5ページの申請地ですけれど、これは道路に面していませんので、道路と申請地の間にもう1枚畑がありますので、そのところを頭に入れていただいて、直接この畑には回って回って行かなくてはいけないちょっと条件が不便なところでございます。

先日、農家及び現地調査をいたしまして、坂口推進委員と事務局と現地調査を行いまして、譲受人は、畑として2mほど、道路から5mぐらい下のほうの谷底みたいになっているところですので、2mほど土を入れて形状変更されるということですが、いろいろな条件を鑑みまして、あくまで形状変更をきちっと申請して、それを無事行った後の大豆を作付けするという予定ということで、条件付きでお願いしたいと思っております。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま吉川委員にご説明いただきましたが、その他、委員さん方で何か質問はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1について、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

賃借権設定番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、新規就農でございます。借り人は県立農業大学校にて研修を受講されておられます。こちらの農地につきましては、借人が新規就農のため耕作農地として借受けるために今回の申請にいたしました。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙9ページとなります。

図面中央斜線部分5カ所が申請地です。県道住吉熊本線南側の農地です。
次に10ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の
写真です。

次に12ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面から
みて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当し
ません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しま
せん。

第7号の地域との調和要件は、引き続き米といちご、ピーズを作付けする予定で
あり、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま

よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の10番、嶋田委員さんに農家及び現
地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○10番（嶋田昭一君） それでは、ただいま新規就農者についてご説明がありましたの
で、報告をいたします。農家及び現地調査の報告です。ただいまの事務局からの説
明に関連しまして、担当地区の私から説明いたします。

農家及び現地調査につきましては、報告いたしましたとおり、私と上島推進委員
と事務局で農家及び現地を調査いたしました。譲受人は新規就農者であり、米と果
樹、イチゴを生産される予定としております。特に問題はないと思ひます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委
員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

はい、衛藤委員。

○5番（衛藤彰一君） 保有機械について写真が付いているんですけども、結構大型機
械とか田植機も大きい、これはリースですか。説明のほうを。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 借人は、今のところ今回の申請にいたってはリースで行われる予定だそう
です。

○5番（衛藤彰一君） すみません、リースの文字が折り畳んだところに隠れていました。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、農業機械については、大型のほうはリースされるということでしょうか。

その他、ご質問はございませんか。では、よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問やご意見がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年7月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は牛舎及び飼料置場への転用です。

議案書別紙の13ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地です。ユーパレス弁天の南側、県道熊本菊鹿線及び九州沖縄農業研究センターの西側に位置する農地です。

次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。

申請者は畜産業の肥育経営を行う個人で、既存の牛舎では敷地が足りなくなったこと、業務の効率化を図ることを目的として牛舎を新築するものです。申請地の北側が申請者の既設牛舎です。

16ページをお願いいたします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、「農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途」に該当し許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金があることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等

も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年8月末までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

6の計画面積の妥当性については、牛舎及び飼料置場の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の2番、吉川委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（吉川幸人君） それでは、現地調査につきまして報告します。

6月30日の午前、私と坂口推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、申請人が牛舎及び飼料置場として農地を転用するものでございます。申請地は農振農用地ですが、農業用施設用地に指定されており、その用途に沿った牛舎及び飼料置場に転用するもので、何ら問題はないかと思いま。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、委員さん方から何かご意見はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1の審議に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する合志市農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は、自己もしくは同居の親族もしくはその配偶者に関する事項、また、自己もしくは親族等が従事する業務に直接の

利害関係のある事項については、その議事に参与することができないとなっております。つきましては、その当事者であります○番、○○委員さんは、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年7月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は保育所への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、黒石市民センターの西側、西合志東小学校・西合志南中学校の東側に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。

次の21ページが配置図です。申請者は保育所経営を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、保育所を整備し、令和3年4月に開園する計画です。

22ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の23ページでお示ししておりますとおり、約9.4haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、前面道路に接していない奥側の1筆が第2種農地となり、道路に接している2筆が「水管、下水管等が埋設されている沿道で、概ね500m以内に二つ以上公共施設等が存在する農地」に該当し第3種農地となるため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、保育所等整備交付金の協議書、金融機関発行の融資証明書及び残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年9月1日から事業に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請が5月29日に合志市都市計画課に提出済であることを確認しています。

6の計画面積の妥当性につきましては、施設の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市

計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済であり、既に同意が取れていることを確認しております。

また、保育所設置認可については、8月の県子ども未来課との事前協議に向けた準備を行われている状況です。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、8番の平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和2年6月30日の午前、私と推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が保育園として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画後、集落内開発区域内の第2種及び第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ご質問はなかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

この案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えますために、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行わせていただきます。

それでは、〇〇委員さんがお席に着かれましたので、次へ移らせていただきます。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸車両置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は砂利敷きされ既に車両置場として利用されている状況でした。申請者には追加で始末書の提出も求め、今後このようなことがないように厳重に注意を行ったところでございます。

始末書によりますと、20年ほど前に当該農地を借受け、砂利敷きし、以来継続して車両置場として利用してきたということです。農地法についての知識がなく農地転用許可の手続きを怠ってしまったということで、大変反省していますということでございます。

次の27ページが配置図です。申請者は個人で、申請により所有権を取得し、申請者の子が経営する自動車会社へ貸しつけ、引き続き車両置場として利用する計画です。

28ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の29ページでお示ししておりますとおり、約0.8haの農地が連たんした区域内に存在するため、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり、許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、既に砂利敷きしてあり、現状のまま貸車両置場として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、車両の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われれます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われれます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、衛藤委員さんに、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（衛藤彰一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年6月30日の午後、私と推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が貸車両置場として農地を転用するものでございます。違

反転用の追認案件ではございますが、第2種農地ですのでやむを得ないと思います。
よろしくご審議の方、お願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にご質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございます。

採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3につきまして上程いたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道熊本大津線の西側、県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該農地を売買により取得し、平屋建ての個人住宅1棟を整備する計画です。

34ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の35ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年6月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請が7月8日に合志市都市計画課に提出済であることを確認しています。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

11の法令により義務づけられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済であり、既に同意が得られていることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の6番、松野委員さんに、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（松野克紀君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年6月30日の午後、私と推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画の集落内開発区域内の第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているため何ら問題はないかと思ひます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特にご質問はよろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ご意見がないようでございますので採決をお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設

定、番号1につきまして上程いたします。
事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への一時転用で、賃借権の設定です。

議案書別紙の37ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道熊本大津線の西側、県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の38ページが申請地の現況です。

次の39ページが配置図です。申請者は建設機械の製造業を営む法人で、当該申請地を賃借し、3年間資材置場として利用する計画です。

40ページをお願いいたします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の40ページにお示ししておりますとおり、農振農用地区域内にある農地であることから、原則転用することはできませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年9月1日から事業に着手し、令和2年10月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、資材等の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

10の一時転用である場合の妥当性については、許可日から3年後に農地に復元することが条件での一時転用で、申請者もこのことについては十分理解したうえでの申請ですので、問題はないものと思われまます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の6番、松野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（松野克紀君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年6月30日の午後、私と推進委員、農業委員会職員と現地調査を行い、内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が資材置場として農地を転用するものでございます。申請

地は農振農用地ですが一時転用であり、3年後には農地に戻すため問題はないかと思えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

はい、衛藤委員。

○5番（衛藤彰一君） すみません、一時転用ということで、前、私の地域でもその経験がありました。実際にこれから3年後にどうなるかという部分につきまして、現状の今ここにいる農業委員さんは3年後どうなっているかわかりませんが、実際その3年後にきちっとこれが畑に戻らなかった場合、あるいはそれが延長とかというのが可能なんですか。私は勉強不足なのでお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ご質問に関連いたしまして、事務局からお願いいたします。

○事務局 最初の条件が3年ですので、基本的には3年で戻してもらうということになります。その延長というのは通常あり得ないことです。どうしてもやむを得ない状況というのがどういう状況かわかりませんが、万が一一生じた場合には、そのときはその3年というのが延ばせるのかどうか、それは県とも協議しながら確認したいと思いますが、基本的には農地に戻してもらうと。それじゃなければ最初から許可はできません。

これまで、本来であれば立地基準として許可はできないけれども、一時転用だから例外的に許可をしたという案件については、当然事務局としてもそれは把握しておりまして、後追い調査もして、期限がくる前には農地に戻るような、そういう指導をしていくということでございます。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、事務局の説明でよろしいでしょうか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

その他、ご質問はございませんか。

はい、峯委員さん。

○9番（峯 隆吉君） ここに水道というか水が出るようになってはいますが、これは竜門ダムとの関係とか何かではないんでしょう。そこがわからないものですから。

○議長（福嶋求仁子君） 地元委員の松野委員さん、お願いします。

○6番（松野克紀君） ここは竜門ダムは通っていません。この写真に写っているパイプのことをおっしゃっているんですかね。これは水のあれではなくて、私もちょっと何かわかりませんが、竜門ダムはきてないです。

○議長(福嶋求仁子君) 現地のほうは、竜門ダムの配管はきていないということです。その他ございませんか。その他よろしいですか。それでは、ご質問はないと認めてよろしいですか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1の審議に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する合志市農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は、自己もしくは同居の親族もしくはその配偶者に関する事項、または、自己もしくは親族等が従事する業務に直接の利害関係のある事項につきましては、その議事に参与することができなくなっております。その当事者であります○番の○○委員さんは、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、義理の親子間による農地の使用貸借です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、西合志中学校の北東側、西合志中央小の南東側に位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。

次の45ページが配置図です。申請者は個人で、集落内開発区域内である当該申請地を借り受け、個人住宅を整備する計画です。

46ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の47ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため許可可能

です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明及び残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年7月25日から事業に着手し、令和2年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に7月7日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年6月30日の午前、私と平山推進委員と農業委員会の職員と現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているために何ら問題はないかと思ひます。

よろしく審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から、何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

それでは、審議が終わりましたので、退席中の〇〇委員さんは着席されますようご案内いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、父と娘夫婦間による農地の使用貸借です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道熊本大津線の西側、県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の50ページが申請地の現況です。

次の51ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を借り受け、個人住宅を整備する計画です。

52ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は次の53ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに」該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年8月1日から事業に着手し、令和3年7月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に6月18日付けで提出済みであり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の6番、松野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（松野克紀君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年6月30日の午後、私と推進委員と農業委員会職員と現地調査を行い、内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落接続要件を満たしているために何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特になかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

それでは、議案に入ります。第4号議案、農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 第4号議案、農地所有適格法人設立届出があったので、審議の上、承認を求める。令和2年7月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記議案書別紙の54ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の四つの要件すべてを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか一つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになります。

当該法人につきましては大津町、菊陽町で農地所有適格法人として農地の権利を取得しており、また、認定農業者もとられていますが、今回初めて合志市内の農地

を借り受けるということで、合志市農業委員会としましてもその要件を確認する必要がありますので、次の第5号議案で農地の賃借権設定の議案審議の前にご審議いただくものです。対象の農地としましては議案書本冊の13ページの5筆になります。

当該法人につきましては、主に大麦若葉の生産・販売を行っている法人で、議案書別紙の54ページに記載しておりますとおりの各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては、次の55ページから66ページまでの部分になります。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関連して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問がないようでございますので、採決を行ってよろしいでしょうか。

第4号議案、農地所有適格法人設立届出につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地所有適格法人設立届出は、原案のとおり可決されました。

第5号議案に入ります。農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明をいたします。8ページをお開きください。

第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、下記のとおり取りまとめたので承認を求める。令和2年7月10日提出、合志市農業委員長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり

次の9ページをお開きください。

令和2年第7回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

利用権設定、存続期間10年の田が20,589㎡、畑は6,074㎡でしたので合計26,663㎡でございます。5年の田が29,470㎡、畑は27,733㎡でしたので合計57,203㎡ございます。2年の畑が10,986㎡でございます。

今回の田の小計は50,059㎡、畑の小計は44,793㎡でしたので合計94,852㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は151,014㎡、畑の小計は389,117㎡で合計540,132㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。
今回の所有権移転は、ございませんでした。
続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。
田の小計は3,812㎡、畑の小計は42,091㎡で合計45,903㎡でございます。
以上、第5号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
次の10から13ページ上段までは、各自でご確認をお願いいたします。
次に、13ページ中段の農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告いたします。
今回の合意解約件数は、4件、9,089㎡でございます。
内契約予定件数は、3件、8,097㎡でございます。
内契約が無い件数、1件、992㎡でございます。
なお、これらの内契約が無い農地については、地主さんで適正に管理されるということです。
これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。
ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは採決を行ってもよろしいでしょうか。
第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。
続きまして、第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。
番号1、番号2を一括で事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書14ページをお開き願います。
第6号議案、農地のあっせん委員指名について、下記のとおり指名する。令和2年7月10日提出、合志市農業委員長、福嶋求仁子、記
番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっています。
続けて申請地の場所ですが、次の15ページになります。
図面太枠斜線部分が申請地で、県道熊本菊鹿線の東側、西合志中学校の西側に位置する計4筆の農地です。
あっせん申し出の理由としましては、これまで耕作者の方に貸しておられたそう

ですが、その方よりも戻したいとの申し出があり、自分では耕作できないため、できればどなたかに耕作をお願いしたいということでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります吉川委員、園田推進委員をお願いします。

続けて番号2につきましてご説明いたします。

番号2のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。

場所につきましては16ページになります。

図面太枠斜線部分が申請地で、国道387号線の東側の農地です。

あっせん申し出の理由としましては、所有者は高齢のため耕作はできないものの、何とか管理はしているそうですが、できればどなたかに耕作をお願いしたいということでの申し出です。

あっせん委員についてですが、申請地区域の担当委員であります荒木委員、宮田推進委員をお願いします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんでしょうか。

はい、工藤委員さん。

○3番（工藤信夫君） このあっせん委員ですね、何回もいろいろな土地で出てきて、あっせんをお願いしますということで申し出があつてから、担当の農業委員さん、推進委員さんがなっていると思うんですが、今までそういうあっせんの事例はどうなったかはわかっとらんですたいね。それとか、なった人たちが受けても探すのに大変だったり、いろいろどういう事情がありよつとかもたまには説明していただきたいなあと思ったところです。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局のほうからよろしいでしょうか。

○事務局 皆さんご承知のとおり、あっせんに出てくる農地というのは、耕作する上で条件が良い所かといったら、決してそうではないような農地が多いんですよ。なかなか買い手、借り手が見つからないような農地についての申し出が多いです。そういうことで、地元の委員さんをお願いをしまして、受け手の方を探していただきまして、あっせん成立に結びつくものもありますが、当然結びつかない分も出てきております。その、結びついていない分につきましては事務局で、どこがあっせん申し出があつている土地かというのをリスト化して、たまにどういう農地でもいいから紹介してもらえないかというようなお客さんが見えたときに、こういう農地はあっせんに出ていますよということで紹介をして、結びつけを行っているというような状況でございます。

○議長（福嶋求仁子君） あっせん農地につきまして、契約が成立したところ、あるいは

はそれが出てきた場合にはこの議案書のほうにも出てくるかと思しますので、そのあっせんの土地であったということがわかるように、議会から何らかの形で事務局と相談いたしまして、記入できればと思っておりますので、させていただければと思っております。

○3番（工藤信夫君） わかったほうが、あっせん委員になられた人たちもご苦労なさっているいろいろされていると思います。わかるようにしてください。

○議長（福嶋求仁子君） はい。良い提案をいただきましてありがとうございました。また、この件につきましては、事務局と相談をさせていただきたいと思っております。その他ございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、採決を行ってもよろしいでしょうか。第7号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦労ではございますが、よろしくお願いたします。それでは、職務代理と交代いたします。

-----○-----

（4）報告

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。番号1、番号2を一括で事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明いたします。17ページをお開きください。

第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用について、下記のとおり届出があったので報告する。令和2年7月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書に記載しておりますとおり、所有権移転と賃借権設定が1件ずつの合計2件の届出となっております。

続けて、場所を説明します。18ページをお開きください。

図面中央の太枠斜線分部が所有権移転番号1の届出地です。須屋市民センターの南西側に位置する農地で、共同住宅への転用です。

次の19ページが賃借権設定番号1の届出地です。菊陽町との市町村界に隣接する

農地で、駐車場への転用で、従業員専用駐車場として利用される計画です。
事務局からの説明は以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の方から何かご質疑等はございませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご質問もご意見もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうは終わりましたので、議長に代わります。

-----○-----

(5) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年7月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。
皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時51分